

公益社団法人療術師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人療術師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、療術に関する事業を行い、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 療術師の健全育成及び普及に関する事業
- (2) 国民への療術を使った健康増進に関する事業
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同する療術師であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。この法人の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、療術認定指導員の推薦を受けて、入会申込書、療術講座終了証書その他この法人定めた書類一式を会長に提出し、理事会の承認を得て、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 受け取った入会金は、その総額の2分の1以上を公益目的事業に充てるものとする

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、

会員総会において別に定める額を支払う義務を負う

2 受け取った会費は、その総額の2分の1以上を公益目的事業に充てるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会において全会員の3分の2以上の決議によって当該会員を除名する事ができる。

- (1) 本会の定款、規則又は会員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき。
- (2) 当該事業年度末日までに会費を納入しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

2 会員が会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

3 会員が会員資格を喪失した場合であっても、この法人に対する未履行の義務は、これを免れる事ができない。既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人・一般財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

- 2 定時会員総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して会員総会の招集を請求する事ができる。
- 3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の開催日の 1 週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面による通知を発しなければならない。ただし、会員総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以

上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 会員総会に出席しない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の代理人は、この法人の会員に限る。

(書面等による議決権の行使)

第19条 やむをえない理由のために会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる(以下これらの方法による議決権の行使を「書面等による議決権の行使」という。)。書面等による議決権の行使がなされた場合においては、当該議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入する。

2 書面等による議決権の行使は、会員総会の開催日の前日の業務時間の終了時まで、この法人の事務局に提供して行う。

(決議の省略)

第20条 会長が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する会員総会の決議があったものとみなす。

(電磁的方法による招集通知)

第21条 会長は、招集通知について、第14条第3項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議事録)

第22条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。会長をもって一般社団法人・一般財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事全員を業務執行理事とする。
- 4 この法人に、任意の機関として若干名の顧問及び相談役を置く。
- 5 顧問及び相談役は、理事会が推薦し、会長が任期を定めて委嘱する。ただし、再任を妨げない。
- 6 顧問及び相談役は、会長の相談に応じ、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 7 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 8 理事会は、顧問及び相談役の推薦を取り消すことができる。この場合、会長は委嘱を解除しなければならない。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は会員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
- 3 理事、監事及び会長の選任の手続きについて、この定款に定めるほか、会員総会において定める。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の

時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

5 役員は、任期中に満 65 歳になった場合は、その任期の満了を以って退任する。

但し、外部役員（外部役員とは会員以外の役員をいう）についてはこの限りでない。

（役員解任）

第 28 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 29 条 理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事ができる。

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長の選定及び解職

（招集）

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会長は理事会の開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して必要事項を記載した書面による通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議及び決議の省略）

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・一般財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条 この法人の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計画書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、会員総会の決議によって変更する事ができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 号 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 45 条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が推薦し、会長が任期を定めて委嘱する。
- 3 委員会に関するその他の事項は、理事会において別に定める委員会規程による。

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、職員若干名を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務局規程による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は西田由喜子とする。

附則

変更後の定款は、平成 24 年 5 月 13 日から施行する。

附則

変更後の定款は、平成 27 年 5 月 10 日から施行する。